

笠間市いじめ調査委員会委員

(敬称略)

番号	区分	氏名	所属・役職等	備考
1	第2条(1)	せきや まさあき 関谷 将明	大和田・谷田部法律事務所	
2	第2条(2)	あんどう みゆき 安藤 みゆき	茨城女子短期大学 保育課教授	
3	第2条(2)	ふじた としゆき 藤田 俊之	茨城県立こころの医療センター 第一医療局長兼児童思春期部長	
4	第2条(2)	のぐち ゆうき 野口 雄樹	茨城県発達障害者支援センター 「あい」センター長	
5	第2条(3)	みずぐち すずむ 水口 進	常磐大学大学院 人間科学研究科教授 常磐大学 心理臨床センター次長	
6	第2条(4)	かねまる りゆうた 金丸 隆太	茨城大学 人文社会科学部准教授	

○参考

笠間市いじめ調査委員会運営規則

第2条 調査委員会は10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 法律の専門的知識及び経験を有する者
- (2) 心理、医療、福祉等の専門的知識及び経験を有する者
- (3) 教育の専門的知識及び経験を有する者
- (4) その他学識経験者等の専門的な知識及び経験を有する者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。